

第3章 保健・医療の充実

1 障がいの原因となる疾病等の予防

健康診査、健康相談、保健指導、健康意識の啓発に努めるとともに、「健康のぼりべつ21」に基づく健康づくりの推進に努めます。

(1) 疾病等の予防及び早期発見

特定検診や各種がん検診の受診率向上と保健指導の充実に努め、「健康のぼりべつ21」に基づく健康診査や健康づくり事業の推進、胆振総合振興局と連携した保健事業の周知に努めます。

2 障がいの早期発見・早期治療

障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの軽減や重度化を防ぐことが可能となりますので、障がいや疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査・検診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

(1) 障がいの早期発見

乳幼児期の障がいの発生と疾病予防のため、母子保健法による各種健診を実施し、それぞれの健診の受診率100%を目指すとともに、子ども発達支援センター等と連携し健康相談体制を充実させ、障がい児の早期発見、各種相談、情報提供、早期治療、事後指導の充実に努めます。

なお、未受診者には、電話及び訪問等により健診等の勧奨や相談等を行い、未受診者のフォローに努めます。

3 保健・医療の充実

障がい者の機能低下を防ぐため、機能回復訓練の利用を促進するとともに、在宅支援のための医療サービスの推進や医療費の公費負担制度の周知に努めます。

(1) 医療費等に関する制度の周知

自立支援医療、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

(2) 機能訓練等の利用の促進

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、医療機関及び各関係機関、施設等と連携し、機能回復訓練の利用を促進します。

4 難病施策の充実

胆振総合振興局と連携し、難病患者やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。